

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定  
保険医の登録  
種畜証明書の交付

土地改良事業計画の変更の認可(二件)

土地改良事業計画の変更

土地改良事業の認可(六件)

入会林野整備計画の認可

町道の改築に関する工事の一部の完了

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体の届出

## 告 示

### 鳥取県告示第五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒川耳鼻咽喉科 医院	米子市東福原八四一	昭和六十一年一月八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	昭和六十一年一月十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	昭和六十一年一月十一日
隅田歯科医院	米子市錦町三丁目二一一	昭和六十一年一月八日
縄田医院分院	鳥取市宮谷一七九一二	昭和六十一年一月六日
芹田 齒 科	境港市明治町六七	〃

鳥取県告示第五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
赤 岩 明	鳥医第三、三四七号	昭和六十年十二月二十六日

鳥取県告示第五十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種番証明 番号	名前	品種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
昭60 鳥取県種 第2号	富士栄光	黒毛和種	59.10.28	西伯郡 西伯町 大字境	東高富士	第三 みやくら	1級	鳥取市東町一丁目220 鳥取県 飼養場所 東伯郡赤碕町大字松 鳥取県種畜場 鳥取市東町一丁目220 鳥取県種畜場
昭60 鳥取県種 第3号	米美裕	黒毛和種	59.8.1	八頭郡 船岡町 大字坂 田	米	第11 たにふじ	1級	鳥取県種畜場 鳥取市東町一丁目220 鳥取県種畜場

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久米ヶ原地区農業用排水に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久米ヶ原地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業五千石地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区農業用排水）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区暗きよ排水）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区農道整備）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区客土）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）米積地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）上西谷地区区画整理）を昭和六十一年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

岩美郡岩美町大字陸上六九一―一陸上入会林野整備組合組合長中嶋武雄から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十一年一月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項

の規定に基づく町道の改築に関する工事の一部が完了したので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字方祖 原一六四九―二地先から同字一 五七三―一地内まで	改 築	昭和六十一年十二月 二十六日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
くまがい信孝後援会	庵野 勝文	安木 精一	鳥取市栄町二三一	昭和六十一年十二月十六日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県石油販売業支部	主たる事務所の所在地	米子市東町一七一	米子市錦町一丁目二二	昭和六十一年十二月十二日	政治団体の支部
山口義行後援会	会計責任者の氏名	杉原 鶴江	穴戸 春清	昭和六十一年十二月五日	政治団体の支部
全日電工連政治連盟鳥取支部	〃	有馬 義昭	長谷川安弘	昭和六十一年十二月十二日	〃

高橋篤史後援会

主たる事務所の所在地

日野郡日南町生山七〇九

日野郡日南町生山八二四

〃

〃

代表者の氏名

井下原 積

足羽 茂秋

〃

〃

会計責任者の氏名

榎田 睦男

浅川 三郎

〃

〃

主たる事務所の所在地

米子市東町一七一

米子市錦町一丁目二二

〃

〃

会計責任者の氏名

塩河 賢治

倉光 暉雄

〃

〃

主たる事務所の所在地

鳥取市今町二丁目一八

鳥取市栄町二〇九

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

代表者の氏名

廣瀬 重雄

杉山 優勇

〃

〃

会計責任者の氏名

米田 信子

平田 篤胤

〃

〃

主たる事務所の所在地

倉吉市宮川町一五九一

倉吉市南昭和町三二

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
徳永尚後援会	西山 國雄	徳永 茂男	西伯郡中山町羽田井一七〇番地	昭和六十一年十二月十二日	その他政治団体
古井喜実後援会	野津 英顕	津村 武	八頭郡家町大字久能寺三〇九番地	昭和六十一年十二月十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

◎その他の政治団体

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 徳永尚後援会

報告年月日 昭和60年12月12日

(昭和60年12月10日解散)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	9,830円
ア 前年繰越額	9,830円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	9,830円

2 支出の内訳

経常経費	5,000円
人件費	
政治活動費	
その他の経費	4,830円
合 計	9,830円

政治団体の名称 古井喜実後援会

報告年月日 昭和60年12月26日

(昭和60年12月25日解散)

収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

熊谷 信孝	指定団体の 届出をした 者の氏名	公職の種類	
衆議院議員	名 称	指 定 団 体	届 出
くまがい信 孝後援会	主たる事務所 の所在地	代表者の 氏 名	昭和六十 一年十二 月十六日
鳥取市栄町二 三一	庵野 勝文		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】